

「交付目論見書の作成に関する規則」の一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(本文中の記載事項及び記載順)</p> <p>第3条</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資リスク</p> <p>① (略)</p> <p>② その他の留意点 その他の留意点として次に掲げる事項を記載するものとする。 イ クーリング・オフの適用がない旨</p> <p><u>ロ 流動性リスクに関する事項</u> ファンドの流動性リスクについて、どのような状況で顕在化する可能性があるのかに関する説明、及びこれによる投資者(受益者)からの解約請求に対する制約等に関する説明</p> <p>△ その他、特筆すべき事項</p> <p>③ リスクの管理体制 ファンド及び委託会社等の管理体制 <u>(流動性リスク管理体制を含む)</u> について、簡潔に記載するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則</p> <p>(同 左)</p> <p>(本文中の記載事項及び記載順)</p> <p>第3条</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資リスク</p> <p>① (略)</p> <p>② その他の留意点 その他の留意点として次に掲げる事項を記載するものとする。 イ クーリング・オフの適用がない旨</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>△ その他、特筆すべき事項</p> <p>③ リスクの管理体制 ファンド及び委託会社等の管理体制について、簡潔に記載するものとする。</p>

新	旧
④～⑤ (略) (3)～第4条 (略)	④～⑤ (同 左) (3)～第4条 (同 左)
<p><u>(流動性の低い資産に投資するファンドに係る注意喚起文言)</u></p> <p><u>第4条の2 投資信託等の運用に関する規則第2条の4第1号ロに基づき委託会社等が定める「IV非流動性資産」(委託会社等が同規則第2条の4第1号ロの分類方法と異なった分類を採用している場合には、当該分類のうち最低階層)が主要投資対象であるファンドで、信託期間中に受益者からの解約請求が集中したこと等による繰上償還が困難なファンドについては、次に掲げる措置を講じること。</u></p> <p><u>(1) 交付目論見書の表紙に換金性に欠ける旨を目立つように表示すること</u></p> <p><u>(2) 交付目論見書の「投資リスク」の欄に換金性に欠ける旨(換金性に欠けることとなる可能性が高い旨を含む。)及びその影響を記載すること</u></p> <p><u>(流動性の低い資産に投資する私募投資信託に係る特則)</u></p> <p><u>第4条の3 私募投資信託の流動性リスクに対する注意を促す観点から信託期間中に受益者からの一部解約請求へ応じることが困難であることが想定される私募投資信託については、投資家に対して商品説明のために使用される書面等を作成する場合は、当該書面において、第3条第1項第2号②ロのリスクの説明、及び③リスクの管理体制として記載すべき項目に準じた内容を、当該投資信託の商品性格、特色等を記載している箇所に目立つように表示すること。</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>
<p>(以下略)</p>	<p>(同 左)</p>

新	旧
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、令和4年1月1日から実施し、実施日以後に使用開始となる交付目論見書等から適用する。</u></p> <p><u>ただし、委託会社等が、投資信託等の運用に関する規則第2条の4第1号の実施について、自社の状況等を踏まえた合理的な実施計画を策定し、令和4年1月1日以後の日に実施することとした場合は、この改正についても当該日から実施することができるものとする。</u></p> <p><u>なお、各委託会社等の判断により、実施日前に改正後の規定を適用することを妨げない。</u></p>	